

子ども・若者育成支援推進法に係る  
協議会及びセンター設置の検討について

## 1 概要

「子ども・若者育成支援推進法」(平成 20 年 7 月公布、平成 22 年 4 月 1 日施行)

### (1) 子ども・若者支援地域協議会

地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努める。(第 19 条)

### (2) 子ども・若者総合相談センター

地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努める。(第 13 条)

## 2 県における現状

- 困難事由別に、協議会や窓口、支援組織が置かれている。
- 総合相談窓口として青少年課 HP に「青少年相談支援情報サイト」がある。
- 事例によって他分野の支援が必要な場合は連絡を取り支援を要請するなど、自主的な連携が図られている。

※詳細については p2~4 参照（青少年課調べ）

## 3 検討の経緯

### (1) 新たな組織を設ける必要があるか

- 各機関に対する意見照会
  - ・ 各協議会及び窓口（県関係課）に意見を照会したところ、新たな組織等をさらに設ける必要はないという意見が大勢を占めた。
  - ・ NPO 等の外部団体にも意見を照会したところ、新たな組織等が必要との意見は約 40%、新たな組織等を設ける必要はないが既存の組織の連携強化が必要との意見は約 60% であった。
  - ・ 外部団体からは、組織等の設置は評価するが、それよりも当事者や民間活動に対し経済援助して欲しいという声があった。

### (2) 既に設置している他の自治体において有効に機能しているか

- 地域協議会に関しては、情報交換等にとどまっている（年 1~2 回程度の開催）。
- 相談センターに関しては、基本的な機能が電話相談+他機関紹介であり、既存の窓口との差があまりない。

### (3) 費用対効果等

- 相談員を 2 名配置するなどにより、約 1,000 万円を要する（千葉県）
- 過去、埼玉県でも青少年課で「青少年相談総合センター」を設置していたが（H12～H17）、監査委員の指摘により閉鎖（相談件数 1,147 件、予算 7,738 千円（H17））

## 4 今後の対応

- ・ 既存組織の機能充実を図るとともに、連携を強化していく。
- ・ 青少年相談支援情報サイトを充実させ、一層活用してもらうため PR を行う。

## 府内における子ども・若者に対する支援体制(事由別)

対象	名称	活動内容	協議会、団体等	構成団体	相談窓口	担当課
ひきこもり支援連絡会 ひきこもり	・ひきこもり対策について、情報交換、意見交換を行うことで、各関係機関の連携を図り、今後の施策を検討する。 ・ひきこもり訪問サポート事業(KHJ)埼玉けやきの会家族会に委託	【民間団体等】 ・越谷らるこ ・スペース日の会 ・WISH ・むさしの学園 ・新座市自然館 ・若者応援サロン「ホッヒ居て」 ・精神保健福祉ボランティア「ミーゴ」 【行政機関】 ・若者自立支援センター埼玉 ・保健所、精神保健福祉センター ・青少年課、二ども安全課、就業支援課、教育局生徒指導課、教育局生徒指導課、疾病対策課	精神保健福祉センター 保健所「ひきこもり専門相談」	精神保健福祉センター 保健所「ひきこもり専門相談」	疾病対策課	
ひきこもり連絡協議会 ひきこもり	ひきこもり・不登校に関する	【民間団体等】 ・管内精神科病院・クリニック ・NPO法人キヤリア俱楽部(ぐんま若者サポートステーション) ・熊谷若者サポートセンター ・若者応援サロン「ホッヒ居て」 ・若者市障がい者就労支援センター 【行政機関】 ・見玉郡市 ・町保健センター、市町精神保健担当、市町教育委員会、管内中・高校、本庄特別支援学校	本庄保健所			
発達障害 発達障害	発達障害者支援体制整備検討委員会「成人期・就労支援部会」	【民間団体等】 ・関係機関の担当職員にひきこもり対策事業についての理解及び協力を求めることを目的として、年2回程度開催している。 【行政機関】 ・本庄保健センター、市町精神保健担当、市町教育委員会、管内中・高校、	埼玉県自閉症協会、埼玉親の会 「妻」	埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	福社政策課	
若年無業者 若年無業者	若者自立支援連携会議	【民間団体等】 ・企業(埼玉県経営者協会、(株)アドバンテックグリーン) ・就労支援機関(障害者就業・生活支援センターZAC、ハローワークリニック相談支援室、埼玉障害者職業センター、埼玉県発達障害センター) 【行政機関】 ・埼玉労働局職業安定部障害福祉課 ・上尾市健康福祉部障害福祉課 ・精神医療センター ・就業支援課、特別支援教育課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課	埼玉県経営者協会 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉職業訓練支援センター 埼玉県草薙学校各種学校教育振興会 埼玉県高等学校定時制通信研究会 埼玉県高等学校PTA連合会 埼玉県高等学校P.T.A連合会 NPO法人コ・ラ・ボ埼玉 若者自立支援センター埼玉	埼玉労働局 川口市経済部 ・学事課、青少年課、社会福祉課、疾病対策課、就業支援課、産業人材育成課、高校教育指導課、生徒指導課、義務教育指導課	就業支援課	

## 府内における子ども・若者に対する支援体制(事由別)

対象	名称	活動内容	協議会、団体等	構成団体	相談窓口	担当課
非行	非行立ち直り支援協議会	非行少年の立ち直りを支援するため関係行政機関と民間団体(NPO団体等)で構成される協議会を設置し、非行立ち直り支援活動について協議・検討を行う。	【民間団体等】 <ul style="list-style-type: none"><li>埼玉県カラースリーダー協会</li><li>NPO法人埼玉県就労支援事業者機構</li><li>埼玉県BBS連盟</li><li>埼玉県保護司会連合会</li><li>NPO法人コ・ラ・ボ埼玉</li><li>若者自立支援センター埼玉(NPO法人「育て上げ」ネット)</li><li>NPO法人非行克服支援センター</li><li>「非行」と向き合う親たちの会(埼玉例会)</li><li>NPO法人就労支援スマイルワーク</li></ul> 【行政機関】 <ul style="list-style-type: none"><li>さいたま少年鑑別所</li><li>さいたま保護観察所</li><li>福祉政策課、こども安全課、就業支援課(埼玉例会)</li><li>産業人材育成課(県立高等技術専門校)、(教)生徒指導課、(警)少年課(少年サポートセンター埼玉)</li></ul>	青少年課 青少年課	青少年立ち直り支援サイト	青少年課
埼玉学園	埼玉学園	不良行為その他の理由により生活指導等を必要とする児童を入れさせ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その後自立を支援する。	地域企業、学園理解者、学園OB	(職員)	こども安全課 埼玉学園	
埼玉学園育成会	地域非行防止ネットワーク推進会議	埼玉学園の行事等で支援	【民間団体等】 <ul style="list-style-type: none"><li>民生委員、児童委員、保護司、青少年相談員、青少年育成推進員</li><li>【関係行政機関】<ul style="list-style-type: none"><li>市町村、市町村教育委員会、学校保健所、児童相談所、精神保健センター</li><li>警察、少年補導センター</li></ul></li></ul>	生徒指導課		
非行	非行防止連携充実会議	児童生徒の健全育成のため、非行問題行動の予防、解決を図るために、児童生徒に対し予兆の段階から適切な対応を行うことなどが必要との観点から、地元における各関係機関の非行防止に係る活動等について情報交換するとともに、連携した取組について協議し、課題解決に向けた助言などの継続的な支援を行っている。	【民間団体等】 <ul style="list-style-type: none"><li>各学校警察連絡協議会等</li><li>【関係行政機関】<ul style="list-style-type: none"><li>(警)少年課、(教)保健体育課</li></ul></li></ul>	生徒指導課	(警)少年課	
少年サポートセンター		児童生徒の健全育成のため、非行問題行動の防止及び安全確保について、学校と警察署の連携の充実を図ることを目的としている。 ・学校と警察署との連携方法、内容 ・県内学校警察連絡協議会等の連絡調整 ・学校と警察署との連携に関する指導資料の作成 ・その他学校と警察署との連携の充実に必要な事項	【民間団体等】 <ul style="list-style-type: none"><li>各学校警察連絡協議会等</li><li>【関係行政機関】<ul style="list-style-type: none"><li>(警)少年課、(教)保健体育課</li></ul></li></ul>			
		少年の非行防止と健全育成活動のキーステーションとして、県内4か所に設置し、関係機関と連携を図りながら活動している。 ・非行防止教室 ・立ち直り支援活動 ・街頭補導活動 等	警察官、少年相談専門員、少年補導員、スクール・サポーター、親子カウンセリング専門員	少年サポートセンター	(警)少年課	

※青少年課調べ

## 府内における子ども・若者に対する支援体制(事由別)

対象	名称	活動内容	協議会、団体等		相談窓口	担当課
			構成団体	【民間団体等】		
不登校	不登校児童生徒支援のための官民連携会議	不登校児童生徒を支援するため、民間団体(NPO団体等)で構成される会議を設置し、意見交換を通して、不登校児童生徒及び保護者への支援について協議・検討をしている。	・(財)こども教育支援財団 ・NPO法人彩星学舎 ・フリースクール [よいていきあ 埼玉県PTA連合会 ・不登校・ひきこもりを考える埼玉県連絡会 ・不登校生の親の会 ココット	・(財)こども教育指導課 ・NPO法人彩星学舎 ・フリースクール [よいていきあ 埼玉県PTA連合会 ・不登校・ひきこもりを考える埼玉県連絡会 ・不登校生の親の会 ココット	よい子の電話教育相談・面接相談	生徒指導課 総合教育センター
いじめ (非行、 不登校)	少年サポートセンター (再掲)	(再掲)	→(全般の相談に応じている)	・青少年立ち直り支援サイト(再掲) ・子どもスマイルネット (しつけ・いじめ・体罰等全て の相談) 児童相談所 ・子供の心の健康相談 ・よい子の電話教育相談・面接 相談(再掲) 少年サポートセンター(再掲)	青少年課 こども安全 課 保健所 総合教育セ ンター	(警)少年課

# 子ども・若者育成支援推進法について

## 背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- 二ト、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割り的な対応では限界

## 趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
  - ・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
  - ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

## 子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

### 都道府県、市町村 子ども・若者計画 (努力義務)

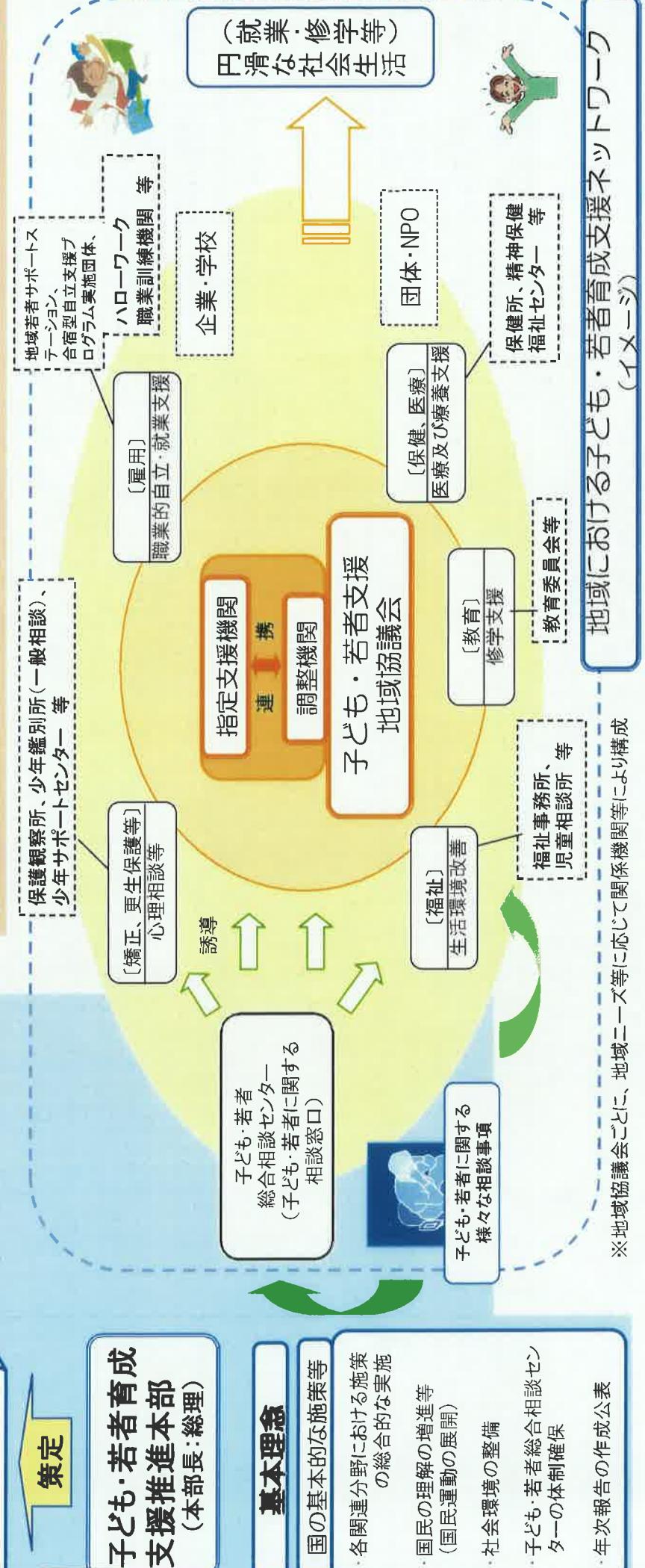
### 子ども・若者育成 支援推進本部 (本部長:総理)

## 基本理念 国

- ・各種支援の実施
  - ・関係機関等 : 各種支援(アウトリーチ)、助言、指導等の支援
  - ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置) : 支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
  - ・国 : 調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援
- ・状況把握、誘導、支援内容等の周知
  - ・医療、療養、生活環境改善

## 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・保護観察所、少年鑑別所(一般相談)、少年サポートセンター等
- ・矯正、更生保護等
- ・心理相談等
- ・地域協議会
- ・連携調整機関
- ・指定支援機関
- ・企業・学校
- ・団体・NPO
- ・保健所、精神保健福祉センター等
- ・保健所、精神保健福祉セイバ等
- ・教育委員会等
- ・福祉事務所、児童相談所等



※次回報告の作成公表

※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

## H22.4.1 施行

## 子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

### （子ども・若者総合相談センター）

**第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

### （関係機関等による支援）

**第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいぢれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
  - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
  - 三 生活環境を改善すること。
  - 四 修学又は就業を助けること。
  - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

### （関係機関等の責務）

**第十六条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

### （子ども・若者支援地域協議会）

**第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。